

インボイス登録者は消費税の確定申告も必要です！

昨年10月に消費税インボイス制度が始まってしまいました。やむを得ずでもインボイス番号を登録した人は、所得税に加えて消費税の確定申告をしなければなりません。

所得税と消費税は計算・申告・納税を別々に行います。昨年9月まで免税業者だった人には、確定申告の手間と負担が2倍になったと感じられるかもしれません。

・2年前の売上を確認してください

インボイス登録をされていて、令和3年度の売り上げ額が一千万円以下だった人は、今回だけ収める消費税が3カ月分です。10月11月12月の売り上げから計算します。

・売り上げの発生を確認できる資料を

売り上げの締め日が20日、25日などの場合は、10月の請求から9月分の締め日の後分を引き、12月の請求に締め日後の12月31日までの売上を足して計算します。



仕事の記録を取っている手帳やカレンダー、何日にやった仕事かわかる請求書

の控えなど、売り上げの発生日を確認できる資料を持ってきてください。

・**所得税は3月15日（金）が**
消費税は4月1日（月）が申告期限
今年の所得税の申告・納付期限は3月15日（口座引き落としにしている人は4月23日納付）、消費税の申告・納付期限は4月1日（口座引き落としにしている人は4月30日納付）です。

支部によっては後の日程の計算会場が混雑することもあります。会場に必要な情報が足りないと分かった時に対応できるよう、日程に余裕を見ておきましょう。

・署名を集めて持ってきてください

確定申告計算会のお知らせの大封筒の中には「ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める請願署名」の用紙が入っています。あらかじめ署名を集め、会場に持ってきてください。

業者の数はサラリーマンと比べるとどうしても少なくなります。消費税とインボイス制度がどれだけ負担になるのか黙っていても伝わりません。私たちの声を税の在り方に反映させるために署名の数で業者の連帯を示し、政治を動かしましょう。

尾北民商
ニュース

2024年
2月12日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

今年も地域に向けて民商なんでも相談会を開きました！

尾北民商は毎年、この時期になんでも相談会を開き、地域の人たちに呼びかけて様々な相談に応じています。

今年は1月27日（土）から1月30日（火）にかけて、犬山、江南、岩倉、扶桑の4カ所で開催しました。

確定申告を自分でやりたいという個人業者の人、申告が必要な年金生活者の人、医療費控除を使いたい人、昨年に不動産を売ったので譲渡申告が必要な人など、相談内容も様々でした。中日新聞の折込誌トッピーの1月26日号にて告知を行なったことで、相談会が終わった後も民商事務所へ相談に来る人が続いています。

毎年相談に来る人や、広告掲載の前から今年の日

程を問い合わせってくる人もいて、長年にわたり活動してきた民商が、地域で頼りにされていることがよくわかります。

今年はインボイスによる初めての消費税申告となる小規模業者・フリーランスが多数発生しています。インボイス登録をしたが申告の仕方がわからない、あるいは消費税申告が必要なこと自体を知らない業者がいる可能性もあります。

民商はいつでも相談を受け付けています。あなたの周りで確定申告を前に悩んでいる人はいませんか。せひ、民商を紹介してください。



能登半島地震の被災地へ送る義援募金にご協力を！